

資料3

ス 第1254号
令和5年12月7日

大阪府スポーツ推進審議会会長 様

大阪府知事
大阪府教育長

第3次大阪府スポーツ推進計画の見直しについて（諮問）

標記について、別紙を添えて諮問します。

(別紙)

大阪府では、スポーツ基本法に基づく地方スポーツ推進計画として、平成 24 (2012) 年 4 月に、それまでの「大阪府生涯スポーツ社会づくりプラン」を踏まえ、「大阪府スポーツ推進計画」を策定した。さらに、平成 29 (2017) 年 12 月には、その後継計画となる「第 2 次大阪府スポーツ推進計画」を策定し、生涯スポーツの推進及びスポーツを通じた都市魅力の創造をさらに進めるため、スポーツ施策の実施に取り組んできた。

また、第 2 次大阪府スポーツ推進計画の期間中に発生した、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、社会経済全般にわたり多大な影響を受け、スポーツ分野においても、多くの大会やイベントが中止、延期となるなど様々な活動が制約され、社会におけるスポーツの価値が改めて問われた。

一方で、令和元年に開催されたラグビーワールドカップ 2019 や令和 3 年に開催された東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等、大規模国際競技大会では、大阪ゆかりの選手をはじめ代表選手が奮闘する姿に多くの府民が魅せられ、スポーツへの関心や熱意が高まり、府民の健康づくりの機運向上等につながった。

このように、スポーツは生活に楽しさをもたらし、笑顔と感動を与えるものであり、スポーツを通して健康で豊かな社会を築くことが、今の時代において一層求められており、こうした社会情勢を踏まえ、令和 4 年 3 月に『『スポーツ楽創都市・大阪』～スポーツとともに成長し、楽しさあふれる大阪へ～』を目標とした、第 3 次大阪府スポーツ推進計画を策定した。

本計画では、進捗管理にあたって、大阪府スポーツ推進審議会に大阪府スポーツ推進計画部会(仮称)を設置し、スポーツコミッションによる取組をはじめ計画に基づく各施策の進捗状況の把握と検証を行うとともに、その結果を基に、新型コロナウイルスをはじめとする社会状況の変化や国の動向等に対応するため、計画 3 年目の令和 6 (2024) 年度を目途に、計画の見直しを検討することとしている。このため、スポーツ基本法第 10 条及び第 31 条に基づき、大阪府スポーツ推進審議会に諮問するものである。